

いちき串木野市

新型コロナウイルス感染症に対する市独自の支援策

新型コロナウイルス感染症対策として、市独自の支援を行ってまいります。

①水道料金の減額【市独自・減額の規模：5,200万円程度】

◇ すべての給水契約者に対し、6月検針から4ヶ月分の上水道の基本料金を免除する。

(対象期間)

偶数月検針地区 6月請求分～9月請求分 (6月検針・8月検針)

奇数月検針地区 7月請求分～10月請求分 (7月検針・9月検針)

(その他)

申請は不要。使用水量に応じた料金は対象外。

(問い合わせ先)

上下水道課 上水管理係

②中小企業・小規模事業者緊急支援事業【市独自・専決予算8,000万円】

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続が困難になっている中小企業等に緊急支援金を給付する。

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続が困難になっている中小・小規模事業者の支援として、事業の継続を下支えし、事業全般に使える支援金(最大10万円)を給付

(対象者)

◇ 不特定多数の方が来店・利用を控えることによって、又は流通等の制限の影響により売上が減少している全業種の中小企業者、個人事業者

※本市内に本社・本店などの主たる事業所を置いていること。

◇ 2月～5月のいずれかの売上高が前年同月と比べて5%以上減少していること。

(給付額)

◇20%以上減少：10万円（セーフティネット保証4号）

◇5%以上～20%未満減少：5万円（セーフティネット保証5号）

〈参考〉セーフティネット保証：中小企業信用保険法に基づき、中小企業（小規模事業所を含む）が自然災害などにより経営の安定に支障を生じた場合に、金融機関から融資を受ける際、保証協会が保証を行うもの

(事業費)

◇事業費総額8,000万円

(内訳) 20%以上減少 10万円×700社=7,000万円

5%～20%未満減少 5万円×200社=1,000万円

(申請方法)

(1) いちき串木野市中小企業・小規模事業者緊急支援金申請書（仮称）

(2) 減少を証明する書類（中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号等の認定証の写し）

(3) 振込先が分かる書類（貯金通帳等）の写し

(実施時期予定)

5月上旬 広報・申請受付開始

5月下旬 給付開始

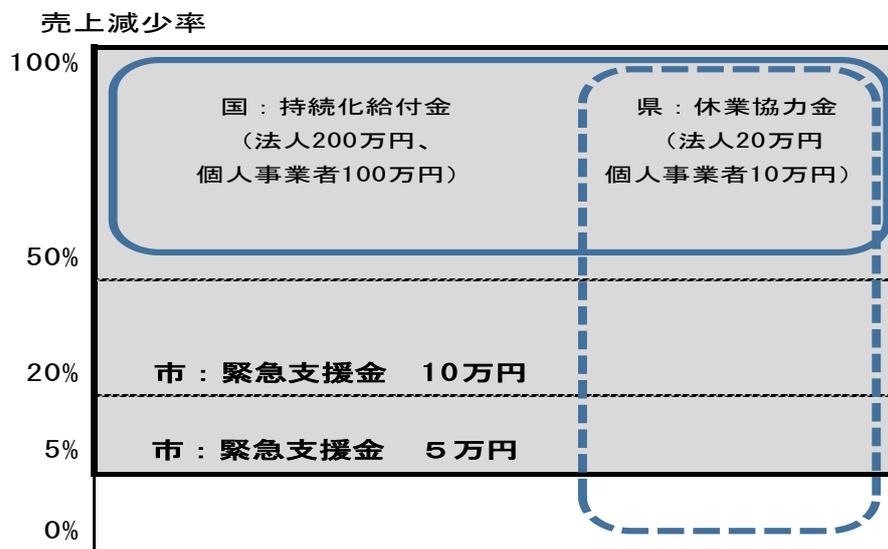
6月下旬 申請締切

7月 給付完了

(問い合わせ先)

水産商工課 商工係

(本市の中小企業・小規模事業者緊急支援金と国・県の給付との違い)



(本市の特色)

※国の売上減少率をより拡充

※県の対象外業種(建設業・農林水産業等)も対象

区分	市	国	県
名称	緊急支援金	持続化給付金	休業協力金
目的	事業継続の支援	事業継続の支援	休業補償
条件	前年同月比5%以上減少	前年同月比で50%以上減少	4/25~5/6までの12日間休業等に協力した者
業種	全業種	全業種	特別措置法に基づく休業・時間短縮要請施設
支給額	売上減少率 20% 10万円 5%~20%未満5万円	法人：200万円 個人事業主：100万円	中小企業：20万円 個人事業主：10万円
対象規模	—	—	99業種

③いちき串木野市食のまち応援商品券事業【市独自・専決予算1億300万円】

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、経営に苦慮している飲食サービス業の事業継続・経営安定を支援するため、独自のプレミアム商品券を発行し、消費拡大を図る。

(商品券名称)

いちき串木野市食のまち応援商品券(仮称)

(発行者)

いちき串木野市

(販売価格)

1枚 500円(商品券額面1,000円:プレミアム率100%)

(販売数量)

100,000枚

(利用総額)

100,000,000円(1,000円×100,000枚)

(利用店舗)

いちき串木野市内に本社又は本店のある飲食サービス事業者で取扱い登録をされた店舗

(利用期間)

販売開始日から令和2年8月31日まで

(購入対象者)

いちき串木野市民に限る。(市正規職員は除く。)

(購入限度額)

1世帯あたり20枚(額面20,000円)まで

(事業費)

◇事業費総額1億300万円

(内訳)

- ・消耗品費:300,000円(コピー代・用紙等)
- ・印刷製本費:2,700,000円(商品券・ポスター・登録店舗ステッカー)
- ・換金代金:100,000枚×1,000円=100,000,000円
(プレミアム分:100,000枚×500円=50,000,000円)

(その他)

商品券裏面に市民からの応援メッセージを書ける欄を設け、飲食サービス事業者のモチベーション維持につなげる。

(問い合わせ先)

水産商工課 商工係

④緊急雇用対策事業【市独自・専決予算 1,026 万 3 千円】

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内企業等の業績悪化などにより、離職や収入が減少した方を対象に、緊急雇用対策として臨時職員（会計年度任用職員）を雇用する。

（募集人員）

10 人程度

（任用期間）

・ 上半期（5 人）：令和 2 年 5 月 22 日（予定）～ 9 月 30 日

・ 下半期（5 人）：令和 2 年 10 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日

（募集職種）

一般事務職員（行政事務全般の事務補助等）

（業務内容）

◇新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴い、実施する経済対策（中小企業・小規模事業者緊急支援事業、食のまち応援商品券事業）や特別定額給付金事業の事務補助

◇上記業務終了後は、各課が所管する業務（事務、技能労務）に係る補助

※マイナンバー利用促進、空き家実態調査、広報写真等整理、市有地等の管理などを想定

（受付期間 上半期）

令和 2 年 5 月 11 日～5 月 20 日

（募集方法）

ホームページ、いちき串木野市立ハローワーク等

（問い合わせ先）

総務課 人事係

⑤市立ハローワーク事業【市独自】

◇ 4 月に開設した市立ハローワークにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内企業等の業績悪化などにより離職や収入が減少した方の雇用促進を図る。

（業務内容）

◇職業紹介及び求職者紹介、求人情報の収集及び提供

◇求職者への就業相談等

（問い合わせ先）

いちき串木野市立ハローワーク（元町 224 番地・KACCHEL 1 階）